よくある質問　（　医療機関への受診および助成金の申請前に必ずご確認ください　）

R8.10.29

※申請書類の不備がある場合や医療機関が記入する『我孫子市早期不妊検査実施証明書』についても医療機関で訂正が必要となる場合は再申請となります、ご了承ください。

Q	A
夫婦の一方が不妊検査を受けていれば、助成対象となりますか。	いいえ、夫婦の両方が不妊検査を受けている場合のみ助成対象です。
夫が先に令和８年９月に不妊検査を受けました、わたしは１０月に受けるのですが助成対象になりますか。	夫婦のそれぞれが令和８年１０月１日以降に不妊検査を受けた場合に、その費用が助成対象です（上記より前の不妊検査費用については、助成対象外）。 ※医師が記入する『我孫子市早期不妊検査実施証明書』の助成対象の期間は令和８年１０月１日以降の開始日であることが必要です。
助成回数は１回とありますが、下記の場合はいつどのように申請をしたらよいですか。 ・夫婦で異なる医療機関を受けた場合 ・受けた不妊検査が複数回の場合	・夫婦で異なる医療機関を受けた場合 医療機関ごとに医師が記入した『我孫子市早期不妊検査実施証明書』が必要です。 ・受けた不妊検査が複数回の場合 夫婦が自己負担した不妊検査費用の合算が上限３万円を上回った際に、申請のお手続きお願いします。 【注意】１組の夫婦で１回限りの助成のため、上限を超える前に助成の申請をし、その後受けた検査について追加で申請をすることはできません。
助成対象となる不妊検査はどのようなものですか。また、検査内容で対象外となるものはありますか。	医師が認めた不妊症の診断のための検査であれば、自費診療（保険適用外）をふくむ検査費用や、検査の説明等で受けた初（再）診料なども助成対象です（その後の検査実施が必須）。 【対象外の一例】※不妊症の診断のための検査に係らない費用は対象外です ・別の医療機関紹介時の紹介状作成料や診療情報提供料など ・検査の説明だけ受け、実際に検査を受けなかった場合の初（再）診料など ・個室料、入院時の食事代、交通費その他検査に直接要しない費用など
夫婦別々の自治体に住んでいます。夫婦のそれぞれが受けた不妊検査費用は助成対象となりますか。	夫婦どちらかの住民票が我孫子市にあり、夫婦ともに令和８年１０月１日以降に受けた不妊検査費用であれば助成対象です。申請には、我孫子市外に居住の方の住民票の写しが必要です。必ず、ホームページで提出に必要な書類をご確認ください。 ※我孫子市に住民票がない方でも申請者として申請ができます。
不妊検査について、ほかの助成制度を受けている場合は助成対象外となりますか。	高額療養費制度または保険者による付加給付金の支給を受ける場合は、助成対象となる不妊検査費用の患者負担額から、その支給額を控除した額が助成対象です。